

## 新潟県渋滞対策協議会 規約

### (設置)

第1条 本協議会は「新潟県渋滞対策協議会」(以下、「協議会」と称する)。

### (目的)

第2条 協議会は、公正・中立な立場から、関係者・市民との協働の中、実施する渋滞対策に対して、道路利用者や国民の意識からずれがないか、様々な立場で議論する場と位置づけるとともに対策の基本方針を決定し、新潟県内の道路行政運営に反映する事を目的とする。

### (所掌事項)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するために、以下の事項について実施するものとする。

- (1) 交通の円滑化向上に関する事項
- (2) パブリックコメントなどを活用した県民意見の把握に関する事項
- (3) その他必要な事項

### (構成)

第4条 1 協議会は別紙に掲げる委員により構成する。  
2 委員の追加・変更は、協議会の承認を要するものとする。

### (委員の任期)

第5条 委員の任期は、協議会が存続するまでの期間とする。

### (会長)

第6条 1 協議会には、会長を置くものとする。  
2 会長が職務を遂行出来ない場合は、予め会長が指名する委員がその職務を代理する。  
3 会長は、必要に応じて委員以外の関係者の出席を求めることができる。

### (協議会の運営)

第7条 1 協議会は、会長の発議に基づいて開催する。  
2 協議会は、協議会の運営にあたり必要な資料等を事務局に求めることができる。

(地区ワーキング部会)

- 第8条 1 第3条(1)に規定する事項について調査及び調整を行うため、協議会に次の号の地区ワーキング部会（以下「地区WG部会」という）を置く。
- (1) 新潟地区WG部会
  - (2) 新発田地区WG部会
  - (3) 三条地区WG部会
  - (4) 長岡地区WG部会
  - (5) 上越地区WG部会
- 2 地区WG部会の部会長は、別紙一のとおりとする。
- 3 地区WG部会は、協議会を組織している団体の中から部会長が指名する職員で組織する。但し、必要に応じて関係者の出席を求めることができるものとする。
- 4 第7条の規定は地区WG部会等の会議に準用する。この場合において、「協議会」とは「地区WG部会」、「会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。
- 5 第3条(1)に規定する事項について調査及び調整を行うにあたり、各部会長が地区WG部会の合同開催を効率的と認めた場合、地区WG部会を合同で開催できるものとする。

(守秘義務)

- 第9条 委員は、個人情報など公開することが望ましくない情報を漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

(事務局)

- 第10条 1 事務局は、北陸地方整備局道路部道路計画課、新潟国道事務所調査課、新潟県土木部道路建設課、新潟市土木部道路計画課、東日本高速道路（株）新潟支社道路事業部交通課に置く。
- 2 地区WG部会の事務局は、別紙のとおりとする。

(その他)

- 第11条 この規約に定めるもののほか必要な事項は、その都度審議して定めるものとする。また、本規約の改正等は、協議会の審議を経て行うことができるものとする。

- 付則 1 この規約は、平成24年 7月 31日から施行する。
- 2 平成25年6月24日 一部改正
  - 3 平成27年10月8日 一部改正
  - 4 平成30年7月31日 一部改正
  - 5 令和5年8月31日 一部改正
  - 6 令和7年8月27日 一部改正

## 新潟県渋滞対策協議会委員

会長　国土交通省 北陸地方整備局 道路部 道路調査官

委員　一般社団法人 新潟県商工会議所連合会 専務理事

委員　新潟県道路整備協会 会長

委員　一般社団法人 新潟県ハイヤー・タクシー協会 専務理事

委員　公益社団法人 新潟県トラック協会 専務理事

委員　公益社団法人 新潟県バス協会 専務理事

委員　東日本高速道路（株） 新潟支社 道路事業部長

委員　新潟県警察本部 交通部 交通規制課長

委員　国土交通省 北陸信越運輸局 新潟運輸支局長

委員　新潟県 土木部 道路建設課長

委員　新潟市 土木部 道路計画課長

委員　国土交通省 北陸地方整備局 高田河川国道事務所長

委員　国土交通省 北陸地方整備局 羽越河川国道事務所長

委員　国土交通省 北陸地方整備局 長岡国道事務所長

委員　国土交通省 北陸地方整備局 新潟国道事務所長

## 新潟県渋滞対策協議会【地区ワーキング部会】

No	部会名	部会長	事務局
1	新潟地区 ワーキング部会	国土交通省北陸地方整備局 新潟国道事務所 調査課長	調査課
2	新発田地区 ワーキング部会	国土交通省北陸地方整備局 新潟国道事務所 調査課長	調査課
3	三条地区 ワーキング部会	国土交通省北陸地方整備局 長岡国道事務所 計画課長	計画課
4	長岡地区 ワーキング部会	国土交通省北陸地方整備局 長岡国道事務所 計画課長	計画課
5	上越地区 ワーキング部会	国土交通省北陸地方整備局 高田河川国道事務所 調査第二課長	調査第二課